

厚生労働省
委託事業

通年雇用化を目指す **季節労働者**の方、
通年雇用を促進する **事業主**の方を

支援
します！

令和8年度

通年雇用促進支援事業

名寄地区通年雇用促進協議会

名寄市

下川町

美深町

音威子府村

中川町

名寄地区通年雇用促進協議会とは

国（厚生労働省）・北海道・市町村（名寄市、下川町、美深町、音威子府村、中川町）からの支援を受け、5市町村の経済団体、建設業団体、労働組合連合会で構成されており、この5市町村に在住する季節労働者の方の通年雇用化を推進するための協議会です。



季節労働者の皆さんへ

通年雇用を目指す資格取得や技能講習を支援します！

☆就業中でもお申込可能☆

●資格取得支援事業や技能講習を受けるためには協議会への登録が必要です。

1 季節労働者資格取得支援事業

5割
助成

指定する教育訓練科目(①～④)を受講し、検定資格に合格(資格取得)した季節労働者の方に受講に係る経費を一部助成します。

■ 指定教育 訓練科目

- ① 中型・大型・けん引・大型特殊
 - ② 2種免許 普通・中型・大型
 - ③ 介護職員初任者研修
 - ④ 労働安全法に基づく登録機関が行う技能講習等
- 年度を通じて実施(予算額に達し次第終了)

■ 助成期間

■ 助成対象経費

■ 助成額

入学金・受講料等

対象経費の5/10以内に相当する額

1人の資格取得者に対し同一年度において **最大165,000円まで** 助成します。

■ その他

- ・確認事項がありますので、受講前に必ず協議会へお問合せください。
- ・人材育成セミナー(季節労働者対象)の受講が必要です。



2 通年雇用化職種転換支援事業

※自己都合により修了できなかった場合、受講料はご本人様の負担となります。

受講料
無料

パソコン講習

個別講習スタート！

個別講習で自分のレベルに合った内容でExcel/Wordが学べます！

■ 実施時期

令和8年7月～令和9年2月

■ 講習場所

公益社団法人上川北部地域人材開発センター運営協会

■ 募集人員

3名

■ 受講期間

全6回／1回150分の個人レッスン方式

■ 受講料

無料(交通費は含まれません)

■ その他

確認事項がありますので、受講前に必ず協議会へお問合せください。
人材育成セミナー(季節労働者対象)の受講が必要です。



3 人材育成セミナー

受講料
無料

通年就労に必要な知識等に関する内容のセミナーを開催します。

■ 実施時期

令和9年2月～3月頃予定

■ 受講対象者

季節労働者の方、事業主の方

■ 受講料

無料(交通費等は含まれません)

■ その他

資格取得支援事業・パソコン講習・技能講習を受講される方はセミナーの受講が必要です。



4 通年雇用化技能講習支援事業



5 通年雇用化実態調査事業

本地域の特性に応じた事業を実施するために、季節労働者の就労実態及びニーズに関するアンケートを実施します。

ご協力をお願いします。



協議会に登録を
お願いします!

受講の手続き・お申込方法

事前にご連絡ください

次の書類①か②のうち該当するどちらかと③から⑥までを持参のうえ当協議会へお越しください。

① 雇用保険特例受給資格者証

雇用保険特例受給資格者証 (第1号)						
1. 受給番号	2. 氏名					
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 年齢	6. 生年月日	7. 求職番号		
8. 住所又は居所						
9. 支払方法(記号)(口座)番号・金融機関名・支店名						
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由				
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制度				
16. 求職申込年月日	17. 認定予定年月日	18. 受給期間年月日				
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間				
22. 離職前事業所名						
23. 特種表示(災害時・一括・三指・市町村)						

安定型連絡メッセージ1
安定型連絡メッセージ2
管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地
電話番号

交付年月日

印鑑欄

② 雇用保険被保険者資格取得等 確認通知書 (被保険者用)

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者用)				雇用保険被保険者証	
被保険者番号				被保険者番号	
234-567890-1				234-567890-1	
通知年月日				通知年月日	
H250416				H250401	
3				3	
被保険者氏名				被保険者氏名	
ヤマダ タロウ				ヤマダ タロウ	
事業所名称				事業所名称	
山田物産株式会社				山田物産株式会社	
勤務の年月日				勤務の年月日	
501125				501125	

2013. 3

ここの数字が3の方

③ 運転免許証

④ 技能講習修了証・資格者証

※技能講習受講者のみ
※保有資格により一部免除となるものの確認をします。

⑤ 証明写真1枚 (タテ3cm×ヨコ2.4cm) ⑥ 印鑑 (シャチハタ不可)

※BREXA PCT 名寄会場開催時は2枚必要

※自己都合により修了できなかった場合、受講料はご本人様の負担となります。

**受講料
無料**

■開催予定

- ①旭川出張所(場所:株式会社 BREXA PCT北海道教習所 旭川出張所)
旭川市永山北1条10丁目13-38 ▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶一年を通して受講可能
- ②名寄会場(場所:公益社団法人上川北部地域人材開発センター運営協会)
名寄市緑丘30番地1 ▶▶▶▶▶▶ 随時(令和9年1月～3月開催予定)

	講習区分	コース	受 講 資 格
技 能 講 習	①車両系（整地等） 運転技能講習	14 H	・ 大型特殊免許所有者・・・経験不要 ・ 普通（準中型・中型・大型）免許を所有し、3 t 未満の小型車両系特別教育を修了し、修了後小型車両系の実務経験 3 ケ月以上ある方
	②車両系（基礎工事中用） 運転技能講習	25 H	・ 大型特殊免許所有者・・・経験不要 ・ 車両系（整地等）技能講習修了者 ・ 不整地運搬車運転技能講習修了者 ・ 普通（準中型・中型・大型）免許を所有し、3 t 未満の小型車両系特別教育を修了し、修了後小型車両系の実務経験が 3 ケ月以上ある方
	③車両系（解体用） 運転技能講習	5 H	・ 車両系（整地等）技能講習修了者
	④フォークリフト 運転技能講習	31 H	・ 普通（準中型・中型・大型・限定付大型特殊）免許所有者
		11 H	・ 大型特殊（限定なし）免許所有者・・・経験不要 ・ 普通（準中型・中型・大型・限定付大型特殊）免許を所有し、1 t 未満のフォークリフトの特別教育を修了し、修了後 3 ケ月以上の実務経験者（特別教育実施記録表が必要）
	⑤玉掛け技能講習	19 H	・ 下記に該当しない方
		15 H	・ クレーン関係の運転士免許所有者又は技能講習修了者
	⑥小型移動式クレーン 運転技能講習	20 H	・ 下記に該当しない方
		16 H	・ クレーン・デリック・揚貨装置いずれかの運転士免許所有者 ・ 玉掛け又は床上操作式クレーン技能講習修了者
	⑦高所作業車 運転技能講習	14 H	・ 自動車免許（普・準中型・中型・大型・大特）所有者 ・ 車両系（整地・解体・基礎）・不整地・フォークリフト・ショベルローダー等各技能講習修了者 ・ 施工技士（1～6 種）取得の方
12 H		・ 移動式クレーン運転士免許所有者 ・ 小型移動式クレーン技能講習修了者	
特別・安全 教育	⑧不整地運搬車 運転技能講習	11 H	・ 車両系（整地・解体）技能講習修了者 ・ 大型特殊免許所有者・・・経験不要 ・ 普通（準中型・中型・大型）免許を所有し、小型車両系又は小型不整地運搬車いずれかの特別教育を修了し、修了後いずれかの実務経験 3 ケ月以上ある方
	⑨ガス溶接技能講習	13 H	・ 満 18 歳以上の方
	⑩アーク溶接特別教育	21 H	・ 満 18 歳以上の方
	⑪伐木(チェーンソー)特別教育	18 H	・ 満 18 歳以上の方
	⑫伐木(チェーンソー)特別教育	18 H	・ 満 18 歳以上の方
	⑬フルハーネス型墜落 制止用器具特別教育	6 H	・ 満 18 歳以上の方・未経験者
	⑭刈払機安全教育	6 H	・ 満 18 歳以上の方

※日程等の詳細はホームページまたは協議会へお問合わせください。 ※予算額に達し次第終了

資格は一生の財産。ライセンス取得を支援します！

事業主の皆さんへ

季節労働者を雇用されている**事業主**、または
新たに雇用しようとしている**事業主**を**支援**します。

★★★★★★★★★ 積極的なご参加、ご協力をお願いいたします。★★★★★★★★★

1 通年雇用支援セミナー

雇用を取り巻く状況や人材育成等に関するセミナーを開催します。

- 実施時期 令和8年12月予定
- 受講対象者 事業主の方、人事労務担当者、管理、監督者の方
- 受講料 **無 料**

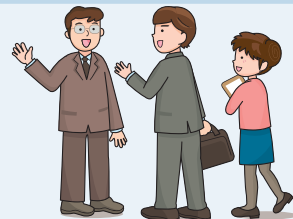


2 求人開拓・連絡調整事業

季節労働者を通年雇用化するための助成金を紹介するリーフレットを事業所へ配付いたします。

また、雇用促進支援員が事業所を訪問させていただき、通年雇用化への理解を求め、要望などの情報収集を行います。

- 実施時期 随 時



3 通年雇用支援事業周知・広告事業

通年雇用促進支援事業に関するリーフレットを事業所へ配布いたします。

また、地元メディアにより事業案内を行います。

- 実施時期 令和8年7月から



4 新分野活用提案事業

様々な業界や分野で進むドローンの利活用を法規制等の基礎知識と操作体験及び事業活用に向けた技術習得を目指すセミナーを開催します。

- 実施時期 令和8年10月予定
- 受講料 **無 料**



5 通年雇用化実態調査事業

季節労働者を雇用している事業所にアンケートを送付し、状況等を調査します。

- 実施時期 令和8年7月予定

ご協力をお願いします



常用就職支度手当

季節的に雇用されていた特例一時金の受給資格者の方が、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介により通年雇用された場合で、次の①～⑧の要件をすべて満たした場合に「**常用就職支度手当**」が支給されます。

- ① 待機が経過した後に就職したものであること。
- ② 給付制限を受けた場合は、給付制限期間が経過した後に就職したものであること。
- ③ 受給期限までに就職したものであること。
(特例一時金の支給を受けた後に就職することとなった場合を含みます。)
- ④ **1年以上引き続いて雇用**されることが確実と認められる安定した職業についてたものであること。
- ⑤ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- ⑥ 就職日前 **3年以内の就職**について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと。
- ⑦ 原則として、雇用保険の被保険者であること。
- ⑧ 支給申請書を提出した後、ハローワークが常用就職支度手当の支給に関する調査を行う際に再就職先の事業所を離職していないこと。

※次の地域に所在する事業所の事業主に雇用される場合に限りです。

- 北海道、青森県、岩手県、秋田県の全市町村
- 宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県の一部市町村

常用就職支度手当の額は、基本手当日額の36日分に相当する額です。ただし、基本手当日額は次の額を上限として計算します。(就職日が令和6年8月1日から令和7年7月31日までの場合)

60歳未満または65歳以上・・・6,570円
60歳以上65歳未満・・・5,310円

常用就職支度手当の支給を受けようとする場合は、就職日の翌日から1カ月以内に**常用就職支度手当支給申請書**に**特例受給資格者証**を添えてハローワークに提出してください。

名寄公共職業安定所 TEL 01654-2-4326
旭川公共職業安定所 TEL 0166-51-0176

※詳しくは最寄りのハローワークにお問合わせください。



構成団体

上川総合振興局
 名寄市
 下川町
 美深町
 音威子府村
 中川町
 名寄商工会議所
 風連商工会

下川町商工会
 美深町商工会
 音威子府村商工会
 中川町商工会
 名寄建設業協会
 風連建設業協会
 下川町建設業協会
 美深町建設業協会

音威子府村建設業協会
 中川町建設業協会
 連合北海道名寄地区連合会



名寄地区通年雇用促進協議会事務局

〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地 名寄市役所名寄庁舎3階 経済部産業振興室産業振興課内

TEL 01654-3-1031
 (8:45 ~ 17:00 土日祝日除く)

名寄地区通年雇用促進協議会 検索

